

塩谷町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）の解説について

1. 塩谷町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の目的

人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と考えられている、地球温暖化への対策が世界中の国々や日本の国内で検討され、その解決に向けた取り組みが進められています。

本町においても、将来世代にわたって豊かな生活を続けることができる環境を維持し、保全するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の趣旨に従って、本計画を策定しました。

本計画では、本町の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を推進するために、計画期間に達成すべき目標を設定し、それを達成するために実施する措置の内容を定めています。

2. 計画期間

本計画は、国及び県と同様に、基準年（排出量の基準となる年度）を2013(H25)年度、目標年（削減目標量の評価年度）を2030(H42)年度に設定しました。

基準年	目標年
2013年度 (平成25年度)	2030年度 (平成42年度)

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガスの排出量の推計

本計画では、環境省が作成した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0 平成29年3月 環境省総合環境政策局環境計画課」に基づき、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）のみとし、基準年、現状年及び目標年における排出量を推計しました。現状年は、目標設定及び評価に必要とする対象範囲のデータが集計された最新の情報年である2014(H26)年としました。

推計の結果、本町における温室効果ガスの排出量(単位はt-CO₂)は、基準年：84,000、現状年：85,300となり、現状年から対策を行わない状態で排出されると推計される量（BAU排出量）は、約67,000となりました（次ページの表）。

(2) 削減目標

削減目標量の算出結果から、2030(H42)年度には2013(H25)年度比でBAU排出量として20.3%の削減が推定されます。ただし、これは統計から人口が減少する予測になっていることに起因ものです。このため、本町の削減目標の設定にあたっては、国及び県の削減目標に準じて、「2030(H42)年度に2013(H25)年度比26%削減」と同等とし、さらに5.7%分の削減を目標とすることとしました。

排出量の推定と総量目標

(単位：t-CO2)

ガス種	部門／分野		総量目標						
			基準年	現状年	目標年				
			2013年度	2014年度	2030年度				
			排出量	排出量	BAU排出量	削減目標量	目標排出量	基準年比削減率	
エネルギー 起源CO2	産業部門	製造業	18,000	21,000	16,480	1,154	15,326	14.9%	
		建設業・鉱業	2,000	1,000	785	0	785	60.8%	
		農林水産業	4,000	300	235	0	235	94.1%	
		小計	24,000	22,300	17,500	1,154	16,346	31.9%	
	業務その他部門	12,000	12,000	9,417	283	9,134	23.9%		
	家庭部門	14,000	17,000	13,341	1,334	12,007	14.2%		
	運輸部門	自動車	旅客	17,000	17,000	13,341	2,001	11,340	33.3%
			貨物	15,000	15,000	11,771	0	11,771	21.5%
		鉄道	1,000	1,000	785	0	785	21.5%	
		小計	33,000	33,000	25,897	2,001	23,896	27.6%	
エネルギー 起源CO2以 外	工業プロセス分野								
	廃棄物分野	一般廃棄物	1,000	1,000	785	0	785	21.5%	
		産業廃棄物							
	小計	1,000	1,000	785	0	785	21.5%		
	農業分野								
	代替フロン等4ガス分野								
吸収					0				
合計			84,000	85,300	66,939	4,771	62,168	26.0%	
合計（吸収による削減量を加味しない場合）			84,000	85,300	66,939	4,771	62,168	26.0%	

人口	12,616	12,418	9,745			
人口1人当たりの総排出量(t-CO2/人)：	6.7	6.9	6.9		6.4	

※BAU（Business as usual）：現状趨勢といい、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量をいいます。

4. 温室効果ガスの排出削減施策の方針

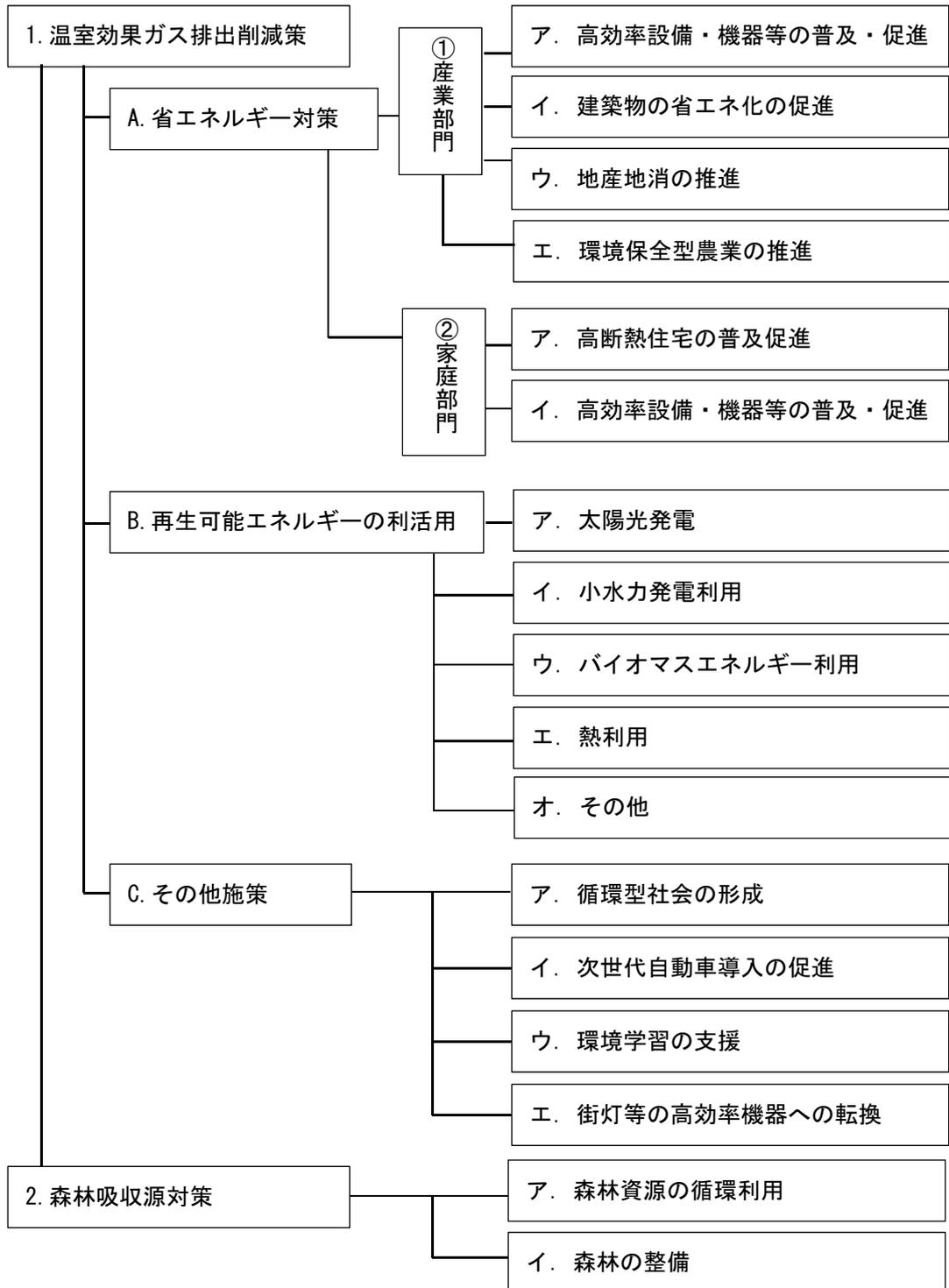
(1) 基本方針

本町のエネルギー消費特性として、産業部門（製造業）及び家庭部門の割合が高いことから、この部門における積極的な省エネ行動、省エネ機器の導入などの設備投資を促すとともに、運輸部門（旅客）におけるエコカーへの乗り換え、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進します。また、栃木県でも施策の柱に挙げており、本町の自然的特性を活かすことのできる森林吸収源対策を検討します。

(2) 施策の体系

基本方針に従い、温室効果ガスの排出削減及び吸収に直接効果がある「温室効果ガス排出削減策」及び「森林吸収源対策」を施策の柱としました。

この2つの柱に基づく温室効果ガスの排出源施策の体系図を次に示しました。続いて具体的な施策について説明します。



5. 具体的な施策

(1) 温室効果ガス排出削減策

A. 省エネルギー対策

① 産業部門

ア. 高効率設備・機器等の普及・促進

工場や事業所などに対して給湯器や照明、空調などの高効率機器の導入に関する情報提供や支援を行います。また、燃料を石油や石炭から電気やガスなどへの転換を促します。

イ. 建築物の省エネ化の促進

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年）に基づくエネルギー消費性能向上計画の認定制度等により、基準レベル以上の省エネ性能の促進を図ります。

ウ. 地産地消の推進

町内及び県内で生産された農産物・木材の利用を拡大し、フード・ウッドマイレージ値の低減を図るとともに、食品廃棄物の飼料化・たい肥化について他市町の状況を踏まえつつ検討していきます。

エ. 環境保全型農業の推進

農業におけるエネルギー利用の効率化が図れる設備等の普及を促進します。また、家畜排せつ物の適正処理及び稲わらなどを利用したたい肥化（耕畜連携）により CH₄（メタン）の発生を抑制するとともに、化学肥料の施肥量を削減することで N₂O（一酸化二窒素）の発生も抑制します。

② 家庭部門

ア. 高断熱住宅の普及促進

住宅性能表示制度や長期優良住宅建築等計画認定制度及び国等の支援制度などの周知を行い、省エネルギー住宅の導入を促進します。

また、既存住宅についても、断熱改修による省エネ性能の向上について支援を行います。

イ. 高効率設備・機器等の普及・促進

ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器、太陽熱温水器などの低炭素型の給湯設備の導入を促進します。

また、省エネルギー型の家電製品や電球型蛍光灯、LED 照明などへの買い替えを促進します。

B. 再生可能エネルギーの利活用

ア. 太陽光発電

住宅及び防災拠点となる公共施設への太陽光発電システムの導入を、支援・促進し

ます。

イ. 小水力発電利用

小水力発電を計画的に実施して行くとともに、継続的に小水力発電利用を促進して行きます。

ウ. バイオマスエネルギー利用

木質バイオマス、バイオガスなどのエネルギーの利活用の開発・調査を行います。

エ. 熱利用

住宅における太陽熱温水器などの導入について普及啓発を行います。

オ. その他

風力、地熱等の自然エネルギーの調査を行います。

C.その他施策

ア. 循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進（5R）のための普及啓発を行います。

イ. 次世代自動車導入の促進

ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車への転換を促進し、自動車の燃費向上にも役立つエコドライブの普及啓発を行います。

ウ. 環境学習の支援

学校・家庭・地域等における環境学習を支援します。

エ. 街灯等の高効率機器への転換

生活道路の安全性確保として街灯等のLED化を推進します。

(2) 森林吸収源対策

ア. 森林資源の循環利用

皆伐による森林の若返りを促進し、高い二酸化炭素吸収機能を持つ森林の確保に取り組みます。また、住宅や公共施設の木造化などを支援・促進します。

イ. 森林の整備

「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用した奥山林や里山林の整備を進め、森林の保全、育成による木材資源の有効利用と森林生態系の保全に努めます。

なお、計画の全文については別添の「塩谷町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)」をご確認ください。